

別紙

議案第63号南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例に対する修正内容

議案第63号南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

附則中「平成29年3月31日までの間において規則で定める日」を「平成29年1月1日」へ改める。

修正前

附則

この条例は、平成29年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

修正後

附則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。